

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 6 月 12 日現在

機関番号：34315

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2013～2014

課題番号：25885102

研究課題名(和文) 身体的苦痛による社会統治 日本刑罰思想史における軍刑罰・植民地刑罰・死刑

研究課題名(英文) Social Governance Using Physical Pain: Military Punishment, Colonial Punishment, and Capital Punishment in the History of Penal Thought in Japan

研究代表者

櫻井 悟史 (Sakurai, Satoshi)

立命館大学・衣笠総合研究機構・研究員

研究者番号：90706673

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,900,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、(1)死刑存廃論の再検討、(2)軍隊に関する刑罰と一般刑罰との関係の分析、(3)植民地刑罰の笞刑にみられた痛苦懲戒主義についての検討という具体的な3点に注目して研究を行なった。

そこから、(1)死刑それ自体を肯定すること、現行の死刑制度をほぼそのままの形で存置することは分けて考えられること、(2)戦争裁判の動向が1948年の死刑制度合憲判決に影響を与えていた可能性があること、(3)痛苦懲戒主義の発露といえる体罰概念を詳細に分類すると、各種の体罰の否定の根拠がそれぞれ違うこと、などが明らかとなった。

研究成果の概要(英文)：The research focused on three specific issues, namely (1) Reconsideration of the debate regarding whether or not to abolish capital punishment; (2) The relationship between military punishment and punishment for the general public; and (3) The principle of disciplinary punishment in Japanese colonies as seen in the act of flogging.

Exploration of these issues revealed the following findings. (1) When the focus is placed on the executioner, pro-capital punishment sentiments are found to exist separately from the notion that the current capital punishment system should be maintained in its current form; (2) The developments of the Military Tribunal may have influenced the 1948 ruling by the Japanese Supreme Court regarding the constitutionality of the death penalty; (3) Through re-examining the concept of corporal punishment and categorizing each type of corporal punishment in detail, it is revealed that the grounds for repudiating each type of punishment are all different in nature.

研究分野：歴史社会学

キーワード：死刑 刑罰 歴史社会学 犯罪社会学 軍法会議 軍律法廷 戦争裁判 体罰

1. 研究開始当初の背景

日本では、治安が悪化していないにもかかわらず、2000年以前の20年と比べて、死刑判決数、死刑執行数ともに増加傾向にある。また、アムネスティ・インターナショナルが、死刑廃止は国際的潮流であるとする一方で、2009年に死刑相当罪が増えたこと、絞首刑から注射刑への移行の動きが法務省内にあること、圧倒的な死刑支持の世論 (popular sentiments) があることから、死刑をより強固に存置 (retention) していく傾向が日本には認められる。

こうした社会状況下において、なぜ日本は死刑を廃止しないのかではなく、なぜ死刑を存置し続けるのかについての研究が、犯罪社会学の領域で取り込まれはじめている。アメリカ合衆国が死刑を存置する理由についての先行研究は膨大にある一方で、日本の死刑存置理由についての研究はほとんどなされておらず、まだ端緒にすぎたばかりという現状がある。

犯罪社会学者のデイヴィッド・ジョンソンは、1945年以降の社会状況の分析から、日本の死刑存置理由として9つの仮説を提示している。しかし、現行刑法が100年前に成立したこと、日本の死刑執行方法が140年前からほとんど変わっていないことなどに鑑みれば、より長いタイムスパンを設定した分析、すなわち戦前から戦後への連続と断絶を見据えた研究が不可欠である。

博士論文では、死刑制度を死刑判決と死刑執行の議論に分け、後者について江戸時代後期から現代にかけての日本の歴史を詳細に追った。そこから明らかとなったことの一つは、死刑囚の身体的苦痛ではなく、死刑執行を担う側の精神的苦痛を軽減する形でのみ死刑執行方法が変遷してきていることである。

そのことをふまえて、かつて日本統治下にあった台湾で行なわれた笞刑論争に焦点をあてた。身体的苦痛を加える笞刑は、犯罪者に苦痛を課すことの本質を確認するための研究対象として最適であった。その結果、笞刑反対論を展開した、死刑廃止論者の小河滋次郎の言説が、最低限の管理された身体的苦痛による笞刑「文明的」笞刑論を打ち出す司法省官僚鈴木宗言によっておさえこまれた事実を確認することができた。日本の監獄の歴史では、「野蛮」な身体刑から「文明的」な教育刑へという流れは自明なものとされているが、植民地監獄では、身体的/精神的苦痛を与えることによって社会改良を目指す刑罰思想「痛苦懲戒主義」が、「文明的」と位置づけられたうえで、優勢だったのである。

植民地刑罰における笞刑は、植民地における例外というよりはむしろ対外的な表向きの「文明的」な刑罰の裏側に常に温存されていた刑罰思想の暗部に光が当たった瞬間として理解されなければならないのではない

か。その刑罰思想こそが「野蛮」と称されることもある死刑存置を支えているのではないか。こうした着想から、本研究は構想された。

2. 研究の目的

本研究の目的は、ある人AがBの身体に意図的に苦痛を加える行為と社会統治思想の関係を明らかにすることにある。特に、なぜ死刑が存置され続けているのかという問いを軸に、以下の三つの具体的な目的を設定した。

(1)死刑執行の観点から、死刑存廃論を再検討することを目的とした。かかる目的を設定した理由は、死刑存置理由についての研究を開始するにあたり、改めて死刑制度について、いかなる議論が交わされているのか整理する必要があると考えたからである。また、これまでの死刑執行についての研究が、死刑存廃論のどこに位置づけられるのか、あるいは死刑存廃論にどのような変化をもたらすのかについて検討する必要もあった。

(2)軍隊と関係する死刑と一般刑法における死刑の関係を明らかにすることを目的とした。軍隊において死刑がいかに考えられていたのか、軍隊と関係する死刑は一般刑法における死刑とまったく関係がないのか、あるいは関係があるのかは、これまであまり研究がなされておらず、そのことを明らかにすることが今後の死刑研究にとって重要であると考えた。

(3)植民地刑罰にみられた痛苦懲戒主義について検討することを目的とした。植民地刑罰については、2013年以降、他の研究者による研究の進展もみられたため、植民地刑罰それ自体というよりはむしろ、植民地刑罰の背景にあった痛苦懲戒主義についての理解をより深めることが重要であると考えた。そこで、現代の痛苦懲戒主義のあらわれと考えられる体罰について検討を行なうこととした。

3. 研究の方法

(1)について、二つの方法でアプローチした。2010年7月に千葉景子法務大臣(当時)らが立ち上げた「死刑の在り方についての勉強会」(死刑勉強会)における議論を手がかりに、どの視点・立場から死刑制度について考えるのかといった基本的なことを再確認する作業を行なった。

カントの『人倫の形而上学』の「人を殺害したのであれば、死ななくてはならない」という箇所を解釈を通じて、「誰が死刑執行を担うべきか」という問いについて検討した。

(2)についても、二つの方法でアプローチした。これまでの死刑執行研究で得られた知見を援用し、特に軍律法廷で用いられることもあった斬首について、捕獲搭乗員に対して捜査・取り調べのみで軍律法廷を開かないという略式手続きをとったことが問題となっ

たオカダ・ケースと、捕獲搭乗員 11 名を斬首したイトウ・ケースを事例に分析した。

戦後に起こった死刑にまつわる二つの社会運動に焦点を当て、1945 年から 1950 年代までの戦犯裁判と死刑存廃の動向を、それぞれの事象の歴史的配列とタイミングに注目して分析した。

(3)では、植民地で用いられた笞刑についての知見と、2013 年に大阪市教育委員会が行なった体罰概念の再検討を手がかりに、「体罰とは何か」を改めて問うた。

4. 研究成果

(1) 「死刑 刑罰と正義」論文

本論文では、死刑勉強会における議論をさらに細かく整理分類した。そのうえで、特に死刑勉強会のまとめにある死刑存置の根拠の一つであるカントの死刑論は、死刑執行の担い手に注目するなら、存置の根拠たりえないことを明らかにした。ただし、では、紙幅の関係から、カントの死刑論については、大幅に削らざるをえなかった。それを補完するのが の論文である。

「死刑存置論と死刑肯定論 カント『人倫の形而上学』における死刑についての考察」論文

「誰が死刑執行を担うべきか」という問いについて、カントの『人倫の形而上学』の「人を殺害したのであれば、死ななくてはならない」に関する箇所を解釈を手がかりに考察した。

殺人罪における死刑の場合、「人を殺害したのであれば、死ななくてはならない」をリテラルにとると、カントが第三者の死刑執行人を設定することはないと解釈することが可能である。なぜなら、第三者の死刑執行人を想定するなら、「人を殺害したのであれば、殺されなくてはならない」となるはずであり、「死ななくてはならない」とはならないからである。誰が死刑執行を担うべきかという問いに、カントの死刑論の観点から答えるならば、それは犯罪を犯した人物の中の法的立法的な人格である本体人 (homo noumenon) が担うべしとなる。なぜなら、同一人物中の自然感性的な現象人 (homo phaenomenon) が死刑に相当する犯罪を犯したからである。そこから他の誰でもない、殺人罪における死刑の場合のときにだけ現れる、すなわち職業や職務として事前に用意されるのではない、特定の死刑執行人を名指すことが可能となる。これは、第三者の死刑執行人を必然とする日本の死刑制度、およびその死刑制度の存置を擁護する論とは一線を画する論といえる。この論を死刑存置論と区別して、死刑肯定論と呼ぶこととした。これをふまえ、現行の死刑制度をそのまま存置 (retention) することと、死刑制度を肯定 (affirmation) することは異なること、死刑制度を肯定することと、現行の死刑執行停止を求めることは両立する

ことを具体的に明らかにした。

(2) 「軍隊における刑罰についての思考様式 死刑をてがかりに」報告

本報告では、軍刑法、軍律法廷における死刑について、死刑執行に着眼しつつ史料を分析することが重要であることを明らかにした。具体的には、軍律には斬首の規定がなかったにもかかわらず、斬首が用いられることもあったのはなぜかということを検討した。そこから、軍律による死罰の執行は、自軍をよりよい状態に導くものとして構想されていたこと 痛苦懲戒主義、即決裁判による罰の執行という、植民地監獄の笞刑の運用と類似する形態があったことを指摘した。

「死刑制度合憲判決の社会的背景 戦争受刑者世話の会と刑罰と社会改良の会の動向を手がかりに」報告

本報告では、以下のことが明らかとなった。第一に、GHQ、特にアメリカの影響によって死刑についての批判が公にはしづらい時期があった。それは 1946 年の戦犯の絞首刑に端を発するもので 1952 年のサンフランシスコ講和条約締結までその状態は続いていた。第二に、そうした状況下で 1948 年 3 月、新憲法下で死刑合憲判決が下された。また、絞首刑は現段階では残虐ではないともされた。この背景には、戦犯への絞首刑があったと考えられる。なぜなら、1948 年 11 月 6 日まで、戦犯の死刑執行は一般刑法の死刑執行と同じ機械によって行なわれていたからである。それゆえ、一般刑法における絞首刑が残虐であると結論することは、痛烈なアメリカ批判と受け止められかねない事態がここには出来ていたと考えられる。占領終了後、死刑についての運動がいくつか起こるが、それらはこうした歴史的な文脈をふまえて分析する必要がある。以上から、日本では死刑廃止の流れが生まれなかった要因の一つとして、ジョンソンの仮説の一つである占領期の機会を逸したというものだけではなく、戦犯の死刑問題にまつわる事象の歴史的な配列が、一般刑法の死刑合憲判決に影響していたのではないかという仮説を提示した。この仮説の具体的な検証については、今後の課題とした。

(3) 「日本における体罰論の批判的精査とスポーツ体罰の倫理的検討」論文(共著。序、1 節、2 節を担当)

大阪市教育委員会が強調した生徒の非違行為という概念の検討から、体罰には「学校体罰」、「秩序維持型体罰」、そして「スポーツ体罰」があることが確認できた。これらが暴力行為と区別されて「体罰」と名指されるのは、それぞれ定義が違う非違行為が起点となって導出される身体的性質を有する行為だからであった。この非違行為に着眼した「体罰」の分類は、今後、軍隊の私的制裁や、治安維持法における拷問などを対象とした痛苦懲戒主義についての研究を行なう際に

応用できると考えられる。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計 3件)

櫻井悟史、「死刑 刑罰と正義」、『福祉 + 正義』、査読無、2015年、印刷中。

櫻井悟史・安部彰、「日本における体罰論の批判的精査とスポーツ体罰の倫理的検討」、『生存学』、査読有、8号、2015年、305-325頁。

櫻井悟史、「死刑存置論と死刑肯定論 カント『人倫の形而上学』における死刑についての考察」、『生存をめぐる規範 オルタナティブな秩序と関係性の生成に向けて』(生存学研究センター報告) 査読無、21、2014年、134-163頁。

[学会発表](計 3件)

櫻井悟史、「死刑制度合憲判決の社会的背景 戦争受刑者世話の会と刑罰と社会改良の会の動向を手がかりに」、『犯罪社会学会、2014年10月18日、京都産業大学(京都府京都市)』

櫻井悟史、「軍隊における刑罰についての思考様式 死刑を手がかりに」、『戦争社会学研究会、2014年3月8日、広島市未来都市財団アステールプラザ(広島県広島市)』

櫻井悟史、「誰が死刑執行を担うべきか カント『人倫の形而上学』を手がかりに」、『関西倫理学会、2013年11月2日、立命館大学衣笠キャンパス(京都府京都市)』

6. 研究組織

(1)研究代表者

櫻井 悟史 (Sakurai Satoshi)

立命館大学・衣笠総合研究機構・研究員

研究者番号：90706673